

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **JA** ホールディングス

代表取締役会長兼社長 田代正美

## 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年6月30日（木曜日）午前10時30分  
(開始時刻が前年と異なっております。お間違えのないようお願い申し上げます。)
  2. 場 所 岐阜県可児市下恵土3433-139  
可児市文化創造センター  
(開催場所が前年と異なっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第59期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第59期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件                      |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件    |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件             |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件         |
| 第6号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件      |

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権の重複行使について
  - ① インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
  - ② インターネットと議決権行使書面の両方で議決権行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。ただし、この両方が同日に着信した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙による方法、又はインターネットによる方法により平成28年6月29日(水曜日)午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

\* 議決権行使書用紙による方法の方は、議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

\* インターネットによる方法の方は、議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載しております議決権行使コードとパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、44ページの“インターネットによる議決権行使のご案内”をご確認くださいようお願い申し上げます。

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、本日よりインターネット上の当社ホームページ(<http://www.valorholdings.co.jp>)に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。
    - I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目  
会社の支配に対する基本方針
    - II. 連結株主資本等変動計算書
    - III. 連結計算書類における「連結注記表」
    - IV. 株主資本等変動計算書
    - V. 計算書類における「個別注記表」
  3. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.valorholdings.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等を背景に企業収益に改善が見られたものの、新興国経済の減速や個人消費の伸び悩みを受け、先行き不透明な状況で推移いたしました。小売業界におきましては、業態を超えた競争の激化に加え、原材料価格の上昇や気候変動の影響等、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループは中期3ヵ年経営計画の初年度として、スーパーマーケット事業を中心とする構造改革の推進、成長ドライバーとしてのドラッグストア及びホームセンター事業の業容拡大、持株会社体制への移行に伴う組織基盤の強化に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は前年同期比5.7%増の4,974億63百万円となりました。営業利益は前年同期比11.2%増の166億83百万円に、経常利益は前年同期比9.2%増の175億86百万円に、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期比16.8%増の107億59百万円となりました。なお、グループ全体の店舗数は、当連結会計年度末で690店舗となっております。

セグメント業績は次のとおりであります。

#### <スーパーマーケット(SM)事業>

SM事業の営業収益は3,292億66百万円(前年同期比2.4%増)、営業利益は98億87百万円(前年同期比1.3%増)となりました。

同事業につきましては、青果部門を集客の柱として既存店競争力を強化するとともに、商品構成の改善や店舗改装を進めました。出店用地獲得競争が激しさを増すなか、好立地の居抜き物件や店舗跡地を確保し、平成27年10月に「パロー高塚店」、12月には「パロー安城日の出店」を開設いたしました。同様の物件を取得し、10月に「パロー北の森店」、11月には「パロー秋和店」を移転・増床し、品揃えの拡充を図っております。

インフラを活用した生産性の改善や商品力の向上にも取り組みました。精肉加工では5拠点目となる「可児プロセスセンター」の開設により、SMパロー全店への精肉供給体制が整い、店舗業務の効率化と人員配置の適正化を図りました。惣菜の製造・販売を担う中部フーズ株式会社では、静岡工場に導入された野菜洗浄・殺菌装置を活用した商品開発を進めるとともに、惣菜用調味料の自社製造を開始しました。また、商品開発体制を拡充し、他業態に対して優位性を発揮できるカテゴリーの育成に着手しております。

店舗数につきましては、9店舗の新設と6店舗の閉鎖を行ったことから、当期末現在の店舗数はグループ計で266店舗となりました。SMバロー既存店の売上高は、前年同期比で0.2%減少しましたが、前期から当期にかけて開設した店舗やタチヤの競争力向上等が寄与し、事業全体では増収増益を確保いたしました。

#### <ドラッグストア事業>

ドラッグストア事業の営業収益は951億52百万円（前年同期比18.2%増）、営業利益は27億36百万円（前年同期比39.5%増）となりました。

同事業につきましては、食品の品揃え強化や調剤事業の拡大により、既存店売上高が前年同期比で10.6%増加いたしました。前期に整備した物流機能を活用し、冷凍食品や日配商品の品揃えを拡充したほか、ID-POSの活用等により売場改革を進めました。専門性の強化にも取り組み、化粧品部門では商品選定にテーマ性を持たせた売場を展開するとともに、カウンセリング体制を整備しております。

店舗数につきましては、過去最多の33店舗を新設し、3店舗を閉鎖したことから、当期末現在の店舗数は301店舗となりました。出店は愛知県や岐阜県を中心とし、既存エリアのシェア向上を図りました。業容拡大を支える人員体制の強化に向けて、新規採用や社内教育に注力し、薬剤師・登録販売士等の有資格者や店舗運営スタッフを確保しております。

#### <ホームセンター（HC）事業>

HC事業の営業収益は486億29百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益は24億50百万円（前年同期比21.8%増）となりました。

同事業につきましては、農業資材やリフォーム部門が好調に推移し、HCバローの既存店売上高は前年同期比で2.1%増加となりました。平成27年10月、岐阜県本巣郡北方町において、建築資材や園芸の品揃えを充実させた約2,500坪の「ホームセンターバロー北方店」を開設し、当期末現在の店舗数は37店舗となりました。

専門性の強化に向けて、商品・サービスの提供に際して専門的な知識や技術を要するカテゴリーの強化にも取り組みました。平成27年11月に「ホームセンターバロー高山店」内に「ペット館」を開設したほか、平成28年3月には「ホームセンターバロー瑞浪中央店」内に7拠点目となる、自動車タイヤの販売及び取り付け・保管サービスを行う「タイヤ市場」を開設いたしました。

#### <スポーツクラブ事業>

スポーツクラブ事業の営業収益は98億38百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益は5億32百万円（前年同期比14.7%増）となりました。

同事業につきましては、前期に出店を本格化させた、低投資かつ月会費を抑えたフィットネスジム「Will\_G（ウィルジー）」が軌道にのり、平成27年5月に大阪府泉佐野市に開設した「アクトスWill\_Gいこらも～る泉佐野」など計7店舗の新設により、当期末現在の店舗数は65店舗となりました。会員数の増加や前期から当期にかけて開設した店舗の寄与により、事業全体で増収増益となりました。

## ＜流通関連事業＞

流通関連事業の営業収益は85億90百万円（前年同期比12.5%増）、営業利益は36億47百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

流通事業に関連するその他のグループ企業では、小売事業の規模拡大に的確に対応するため、インフラの改善やサービスレベルの維持向上に努めてまいりました。

## ＜その他の事業＞

その他の事業の営業収益は59億86百万円（前年同期比15.8%増）、営業利益は8億44百万円（前年同期比126.8%増）となりました。

その他の事業には、ペットショップ事業、衣料品等の販売業及び保険代理業等が含まれております。ペットショップ事業においては1店舗を開設し、当期末現在の店舗数は18店舗となりました。

当社は、平成27年10月1日をもって持株会社体制へ移行しました。移行後の当社組織は、総務人事・財務などの経営管理機能のほか、開発・物流・情報システムなどのグループ戦略機能、リスクマネジメントなどのコーポレート・ガバナンス機能を有しております。平成28年3月、グループ戦略機能及び人材採用・育成体制の拡充を図るため、愛知県名古屋市に名古屋本部を開設し、本部機能の一部を移転いたしました。

## 2. 資金調達等についての状況

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は204億1百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設9店舗、47億円、ドラッグストアの新設33店舗、42億44百万円、ホームセンターの新設1店舗、11億28百万円、プロセスセンターの開設、16億50百万円及び翌期以降の先行投資、12億2百万円であります。

### (2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

### 3. 対処すべき課題

当社グループでは、現行の中期3ヵ年経営計画の達成に向けて、グループの中核を担うスーパーマーケット事業の収益性を改善するとともに、成長を牽引する事業として位置づける、ドラッグストア及びホームセンターの業容拡大を図ってまいります。

スーパーマーケット事業につきましては、商品構成の変更や店舗改装を通じ、既存店の競争力を強化するとともに、継続的な出店により事業規模の拡大を追求いたします。また、製造小売業としてのビジネスモデル構築に向けて、一連の整備が終了したインフラの活用により、生産性の改善と商品力の向上に取り組んでまいります。

ドラッグストア事業につきましては、出店スピードをより加速して事業規模の拡大を図り、中期的な収益力改善に繋げてまいります。ホームセンター事業では、専門性を強化するとともに、出店を継続し、地域シェアの拡大を図ってまいります。また、持株会社としての当社は、経営資源の適正配分を通じて経営効率の改善を図るほか、業容拡大を支える人材採用・開発を進めてまいります。

### 4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 56 期	第 57 期	第 58 期	第 59 期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	431,218	454,180	470,564	497,463
経 常 利 益 (百万円)	16,844	15,311	16,108	17,586
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,184	9,162	9,214	10,759
1株当たり当期純利益 (円)	159.56	177.95	178.91	208.87
総 資 産 額 (百万円)	213,629	235,131	245,386	255,916
純 資 産 額 (百万円)	75,466	82,949	90,881	99,027

- (注) 1. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。  
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

## 5. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

### (1) 親会社との状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ロ ー	100百万円	100.00%	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 タ チ ヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株式会社食鮮館タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業
中部フーズ株式会社	95	100.00	食 品 加 工 業
中部薬品株式会社	1,441	100.00 (注)	ドラッグストア事業
株式会社ホームセンターバロー	100	100.00	ホームセンター事業
株式会社アクトス	80	100.00	スポーツクラブ事業
中部流通株式会社	52	100.00	食品、雑貨及び資材の卸売業
中部興産株式会社	300	100.00	物 流 事 業

(注) 直接所有91.79%、間接所有8.21%であります。

### (3) 重要な企業結合等の状況

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会の決議及び平成27年6月25日開催の定時株主総会に吸収分割契約の承認を受け、平成27年10月1日付で、当社を分割会社とする会社分割（吸収分割）により、スーパーマーケット事業、ホームセンター事業・ペットショップ事業をそれぞれ当社が100%出資する「株式会社バロー」（平成27年6月25日付で「株式会社スーパーマーケットバロー分割準備会社」より商号変更）、「株式会社ホームセンターバロー」（平成27年6月25日付で「株式会社ホームセンターバロー分割準備会社」より商号変更）に承継しております。

## 6. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	ペットショップ事業、衣料品販売業、保険代理業、観光施設の経営等

## 7. 主要な営業所

(当社)

本店 岐阜県恵那市大井町180番地の1  
本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1  
名古屋本部 愛知県名古屋市名区名駅南1丁目16番21号

(株バロー)

本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1  
物流センター 可児チルド物流センター (岐阜県可児市)  
可児ドライ物流センター (岐阜県可児市)  
大垣物流センター (岐阜県大垣市)  
北陸物流センター (富山県南砺市)  
北陸第2物流センター (富山県南砺市)  
静岡総合センター (静岡県島田市)  
一宮物流センター (愛知県一宮市)  
豊田物流センター (愛知県豊田市)  
福井チルド物流センター (福井県福井市)  
福井ドライ物流センター (福井県福井市)  
プロセスセンター 北陸プロセスセンター (富山県南砺市)  
大垣プロセスセンター (岐阜県大垣市)  
福井畜産プロセスセンター (福井県福井市)  
静岡プロセスセンター (静岡県島田市)  
可児プロセスセンター (岐阜県可児市)  
可児青果センター (岐阜県可児市)  
福井水産プロセスセンター (福井県福井市)



(中部薬品㈱)

本 部 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地  
 物 流 セ ン タ ー 中部薬品物流センター（岐阜県多治見市）  
                   一宮物流センター（愛知県一宮市）  
                   静岡物流センター（静岡県島田市）

(㈱ホームセンターパロー)

本 部 岐阜県多治見市大針町661番地の1  
 物 流 セ ン タ ー 多治見HC物流センター（岐阜県多治見市）  
                   第四物流センター（岐阜県多治見市）  
                   旭ヶ丘センター（岐阜県多治見市）

(㈱アクトス)

本 部 岐阜県多治見市希望ヶ丘4丁目75番3  
 (店 舗)

セグメント	会 社 名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット事業	(株) パ ロ ー	岐阜県69 愛知県57 三重県 8 静岡県20 富山県14 石川県15 福井県25 長野県10 新潟県 2 滋賀県13 京都府 1 山梨県 1
	(株) タ チ ヤ	愛知県 8 岐阜県 3 三重県 2
	(株)食鮮館タイヨー	静岡県17
	VARO CO., LTD.	韓国 1
ドラッグストア事業	中 部 薬 品 (株)	岐阜県108 愛知県116 三重県 9 静岡県 10 富山県 27 石川県 17 福井県 13 滋賀県 1
ホームセンター事業	㈱ホームセンターパロー	岐阜県25 愛知県 8 三重県 4
スポーツクラブ事業	(株) ア ク ト ス	岐阜県10 愛知県19 三重県 8 静岡県 2 富山県 1 石川県 1 新潟県 2 長野県 1 滋賀県 1 京都府 2 大阪府 2 兵庫県 9 岡山県 1 愛媛県 2 福岡県 1 岩手県 1 東京都 1 神奈川県 1
その他の事業	㈱ホームセンターパロー (ペットショップ)	岐阜県 2 東京都 7 神奈川県7 埼玉県 1 栃木県 1
	㈱パローホールディングス他1社	岐阜県 1 愛知県 1 静岡県 1

## 8. 従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度 末比増減
スーパーマーケット事業	2,945名	113名
ドラッグストア事業	760	103
ホームセンター事業	492	8
スポーツクラブ事業	292	23
流通関連事業	466	22
その他の事業	57	13
全社(共通)	129	4
合計	5,141	286

(注) 従業員数には、パートタイマー(18,593名)は含まれておりません。

## 9. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	16,766百万円
株式会社十六銀行	7,121
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,502
株式会社日本政策投資銀行	5,833

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 52,661,699株(自己株式1,552,510株含む)
3. 株主数 14,258名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
農 林 中 央 金 庫	2,542,800株	4.97%
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,536,240	4.96
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,400,000	4.69
田 代 正 美	1,570,246	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,449,100	2.83
伊 藤 友 子	1,346,000	2.63
株 式 会 社 子 雲 社	1,326,800	2.59
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,256,240	2.45
中部エージェント株式会社	1,103,472	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,080,900	2.11

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## 5. その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

##### 第2回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき133,000円
- (3) 新株予約権の行使条件 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。  
②新株予約権の相続はこれを認めない。  
③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 平成25年8月30日から平成30年8月28日まで
- (5) 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役	350個	普通株式 35,000株	4人

##### 第3回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき373,300円
- (3) 新株予約権の行使条件 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。  
②新株予約権の相続はこれを認めない。  
③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 平成29年9月1日から平成34年8月30日まで
- (5) 当社役員保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役	730個	普通株式 73,000株	10人

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

第3回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき373,300円
- (3) 新株予約権の行使条件 ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。  
②新株予約権の相続はこれを認めない。  
③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 平成29年9月1日から平成34年8月30日まで
- (5) 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	550個	普通株式 55,000株	144人
子会社の役員及び使用人	720個	普通株式 72,000株	136人

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	田代正美		株式会社パロー代表取締役社長 中部薬品株式会社取締役会長 株式会社食鮮館タイヨー代表取締役社長
専務取締役	中村純二	開発・資産管理部長	
常務取締役	篠花明	総務人事部長兼リスクマネジメント部長	株式会社パローファーム海津代表取締役社長 株式会社V Flower代表取締役社長 株式会社岐阜ファミリーデパート代表取締役会長
常務取締役	鈴木一宏	海外事業部担当	
取 締 役	志津幸彦	財務経理部長兼情報システム部長	
取 締 役	安原千佳世	企画部長兼社長室長	株式会社牧歌コーポレーション代表取締役社長
取 締 役	今井俊幸	総務人事部担当部長	
取 締 役	米山智		株式会社パロー取締役事業統括本部長 株式会社主婦の店商事中部本社 株式会社福井中央漬物代表取締役社長
取 締 役	山下隆夫		株式会社ホームセンターパロー常務取締役
取 締 役	伊藤正彦		株式会社ダイエンフーズ代表取締役社長 株式会社中部大誠代表取締役社長
取 締 役	和賀登盛作		株式会社ホームセンターパロー代表取締役社長
取 締 役	設楽雅美		株式会社パロー取締役長品部長 株式会社Vソリューション代表取締役社長
取 締 役	三宅泰徳	海外事業部担当	
取 締 役	横山悟		株式会社アクトス代表取締役社長
取 締 役	森克幸		株式会社タチヤ代表取締役社長
取 締 役	増田陸奥夫		一般社団法人日本食農連携機構理事長
取 締 役	秦博文		公認会計士秦博文事務所所長 佐藤食品工業株式会社社外監査役
常勤監査役	久保香一郎		
常勤監査役	佐々木公		
監 査 役	市川康夫		
監 査 役	豊田滋		豊田滋税理士事務所所長
監 査 役	廣田輝夫		廣田輝夫税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役増田陸奥夫氏及び秦博文氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役市川康夫、豊田滋及び廣田輝夫の各氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 監査役市川康夫氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 監査役豊田滋氏及び廣田輝夫氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。
 

株式会社バロー	株式会社タチヤ
株式会社食鮮館タイヨー	株式会社ダイエンフーズ
株式会社主婦の店商事中部本社	株式会社福井中央漬物
株式会社Vソリューション	株式会社中部大誠
株式会社バローファーム海津	中部薬品株式会社
株式会社ホームセンターバロー	株式会社アクトス
株式会社V Flower	株式会社岐東ファミリーデパート
6. 重要な兼職の状況に記載の公認会計士秦博文事務所、豊田滋税理士事務所、廣田輝夫税理士事務所、一般社団法人日本食農連携機構及び佐藤食品工業株式会社と当社との関係に記載すべき事項はありません。
7. 平成27年6月25日開催の第58期定時株主総会において、米山智氏、設楽雅美氏、森克幸氏、増田陸奥夫氏及び秦博文氏が取締役新たに選任され、就任しました。
8. 取締役古谷光雄氏は、平成27年6月25日開催の第58期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
9. 平成27年10月1日付で、次の通り地位及び担当の異動がありました。( )内は変更前であります。
 

中村純二	専務取締役開発・資産管理部長（専務取締役開発統括本部長兼用地開発部長）
篠花 明	常務取締役総務人事部長兼リスクマネジメント部長（常務取締役管理本部長兼総務部長）
鈴木一宏	常務取締役海外事業部担当（常務取締役）
今井俊幸	取締役総務人事部長（取締役総務部人事担当部長）
米山 智	取締役（取締役SM事業統括本部長）
山下隆夫	取締役（取締役HC事業統括本部長兼HC商品部長）
伊藤正彦	取締役（取締役SM営業部EDLP事業部長兼水産部長）
和賀登盛作	取締役（取締役HC営業部長）
設楽雅美	取締役（取締役SM商品部長）
三宅泰徳	取締役海外事業部担当（取締役戦略事業統括本部長）
10. 当社は社外取締役及び社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
  - ・取締役が任務を怠ったことにより損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 2. 当社の会社役員に対する報酬

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	18名 (2名)	312百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	36百万円 (11百万円)
計	23名	348百万円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額100百万円(取締役95百万円、監査役5百万円)、役員退職慰労引当金繰入額20百万円(取締役17百万円、監査役2百万円)及びストックオプションとして付与した新株予約権にかかる株式報酬費用100百万円(取締役100百万円)を含めております。
2. 上記のほか、当該事業年度に役員退職慰労金を以下の通り支給しております。  
 退任取締役 1名 7百万円

## 3. 社外役員に関する事項

区 分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	増 田 陸奥夫	就任後開催された当事業年度の取締役会すべてに出席し、主に金融機関に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	秦 博 文	就任後開催された当事業年度の取締役会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	市 川 康 夫	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	豊 田 滋	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	廣 田 輝 夫	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。



## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	60百万円

- (注) 1. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である「決算業務及び関係会社経営管理に係る助言業務」及び「コンフォートレター作成業務」を委託し、対価を支払っております。
4. 当社の子会社である中部薬品株式会社は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3. 会計監査人との責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### 5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の概要

#### ①処分対象

新日本有限責任監査法人

## ②処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

## VI. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役を含む全役職員の行動倫理を定めた「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス規程」を定め、必要に応じてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備、維持及び発展を図っております。
- ② 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内管理体制のひとつとして「内部通報規程」を定め、同規程により内部通報制度の運用を行っております。
- ③ 取締役及び監査室は当社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに取締役会及び監査役会に遅滞なく報告することとしております。
- ④ 監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報制度に問題があると認めるときは意見を述べるとともに改善策の策定を求めることが出来るものとしております。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子媒体に記録し保存しております。取締役及び監査役は必要に応じていつでもこれらの文書、電子媒体を閲覧出来る体制を取っております。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険管理に関する規程として、「リスクマネジメント規程」を定めております。この規程により、全社的な損失の危険を網羅的・統括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。また、監査室は必要に応じてリスク管理状況の監査を実施し、その結果を取締役会、監査役会に報告する体制を取っております。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役を含めた全役職員が共有する中期経営計画を策定しております。
- ② 中期経営計画を達成するために年度事業計画を策定し全役職員で共有しております。
- ③ 取締役は計画を達成するために、具体的な施策、効率的な業務遂行体制を策

定しております。

- ④ 取締役会は、原則月1回を目途に開催しております。また必要に応じて適時臨時取締役会も開催しております。
- ⑤ 取締役は、月に2、3回開催される部長会にも参加し、職務に関する執行状況の報告、必要な情報の収集を行っております。

## 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の「企業倫理憲章」をグループ企業全社に適用し、グループの取締役・職員一体となった遵法意識の醸成を図っております。
- ② 当社の職務権限基準をグループ企業に準用しております。
- ③ グループ経営執行会議を開催し重要事項の決定及び情報の共有を図っております。
- ④ 当社監査室がグループ企業に対する内部監査を実施しております。
- ⑤ グループ企業ごとに事業計画を策定し、当社においても計画の達成状況を定期的に管理し、必要な措置を講じております。
- ⑥ 当社「内部通報規程」をグループ全社に適用し、当社内部監査室をコンプライアンスに関するグループ全社の通報窓口としております。
- ⑦ 当社グループ企業は、反社会的勢力に対しては、企業倫理憲章に基づき毅然とした態度で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持いたしております。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役又は監査役会は監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来ることとしております。

## 7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役又は監査役会から監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して取締役、監査室長の命令を受けないこととし、また、監査役補助者の任命・評価・異動・懲戒は監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとしております。

## 8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項は速やかに報告するものとしており、また、監査室の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を定期的に報告する

こととしております。報告方法については取締役会と監査役会との協議によるものとしており、また、監査役は、必要に応じていつでも取締役会及び使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長、会計監査人、監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとし、また、会社は監査役会の求めに応じて、社外の有識者から監査業務に関する助言を受ける機会を保証しております。

#### 10. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社及びグループ企業は、財務報告に係る内部統制が有効且つ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、不備に対する必要な是正措置を講ずるものとしております。

### VII. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、平成28年5月9日に発表の通り前期より2円増配し、19円と決定いたしました。これにより、中間配当金17円と合わせた年間配当金は、前年より3円増配の36円となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>66,615</b>	<b>流動負債</b>	<b>95,459</b>
現金及び預金	17,247	支払手形及び買掛金	35,376
受取手形及び売掛金	6,348	短期借入金	16,970
商品及び製品	30,774	1年内償還予定の社債	7,000
原材料及び貯蔵品	505	1年内返済予定の長期借入金	12,892
繰延税金資産	1,569	リース債務	1,182
その他	10,223	未払法人税等	3,653
貸倒引当金	△52	賞与引当金	2,357
<b>固定資産</b>	<b>189,301</b>	役員賞与引当金	163
<b>有形固定資産</b>	<b>146,918</b>	ポイント引当金	484
建物及び構築物	89,454	未回収商品券引当金	200
機械装置及び運搬具	3,041	その他	15,177
土地	37,415	<b>固定負債</b>	<b>61,429</b>
リース資産	7,341	長期借入金	38,483
建設仮勘定	2,912	リース債務	8,423
その他	6,752	繰延税金負債	239
<b>無形固定資産</b>	<b>7,298</b>	役員退職慰労引当金	853
のれん	173	退職給付に係る負債	2,738
リース資産	19	資産除去債務	5,014
その他	7,105	預り保証金	5,559
<b>投資その他の資産</b>	<b>35,084</b>	その他	117
投資有価証券	2,306	<b>負債合計</b>	<b>156,889</b>
長期貸付金	785	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	3,995	<b>株主資本</b>	<b>97,875</b>
差入保証金	24,960	資本金	11,916
その他	3,261	資本剰余金	12,713
貸倒引当金	△225	利益剰余金	75,841
<b>資産合計</b>	<b>255,916</b>	<b>自己株式</b>	<b>△2,596</b>
		その他の包括利益累計額	533
		その他有価証券評価差額金	368
		繰延ヘッジ損益	△23
		為替換算調整勘定	161
		退職給付に係る調整累計額	26
		<b>新株予約権</b>	<b>52</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>565</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>99,027</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>255,916</b>

## 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上高		479,934
売上原価		360,223
営業利益		119,711
営業外収益		17,529
販売費及び一般管理費		137,240
営業利益		120,556
受取利息	113	
受取配当金	18	
受取手賃料	878	
受取貸付の利息	811	
営業外費用	1,414	3,235
支払資産の利息	791	
不動産の賃貸による投資損失	1,034	
その他	71	
経常利益	434	2,332
特別利益		17,586
固定資産売却益	9	
違約金収入	16	
補助金の収入	97	
受取保険金	64	
その他	0	188
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	35	
固定資産減損	681	
固定資産圧縮損	151	
投資有価証券の評価損	1	
貸倒引当金の繰上	196	
その他	263	1,331
税金調整前当期純利益		16,443
法人税、住民税及び事業税	5,655	
法人税等調整額	51	5,706
当期純利益		10,736
非支配株主に帰属する当期純利益		△23
親会社株主に帰属する当期純利益		10,759

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>23,179</b>	<b>流動負債</b>	<b>55,122</b>
現金及び預金	9,040	買掛金	1
売掛金	3,073	短期借入金	11,660
商品	0	関係会社短期借入金	22,199
貯蔵品	8	1年内償還予定の社債	7,000
前払費用	1,548	1年内返済予定の長期借入金	9,828
繰延税金資産	108	リース債	159
関係会社短期貸付金	7,015	未払法人税等	1,439
未収入金	1,811	未払法人税等	35
その他	572	前払費用	144
<b>固定資産</b>	<b>141,596</b>	前受入金	409
<b>有形固定資産</b>	<b>98,299</b>	商取り	501
建物	56,871	預り	912
構築物	6,864	賞与引当金	55
車両運搬具	7	役員賞与引当金	100
器具及び備品	227	未収商品券引当金	200
土地	31,143	設備支払手形	70
リース資産	1,868	営業外電子記録債	383
建設仮勘定	1,317	その他	22
<b>無形固定資産</b>	<b>5,654</b>	<b>固定負債</b>	<b>48,176</b>
のれん	17	長期借入金	33,371
借地権	4,693	関係会社長期借入金	100
商標権	7	長期債	2,607
ソフトウェア	877	長期前受	221
電話加入権	59	退職給付引当金	1,846
<b>投資その他の資産</b>	<b>37,641</b>	役員退職慰労引当金	573
投資有価証券	938	資産除去債	3,033
関係会社株式	13,843	預り保証金	6,421
出資金	46	<b>負債合計</b>	<b>103,299</b>
関係会社長期貸付金	3,440	<b>純資産の部</b>	
長期前払費用	1,427	株主資本	61,216
繰延税金資産	2,177	資本金	11,916
差入保証金	16,500	資本剰余金	12,720
その他の他	435	資本準備金	12,670
貸倒引当金	△1,168	その他資本剰余金	50
<b>資産合計</b>	<b>164,776</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>39,175</b>
		利益準備金	322
		その他利益剰余金	38,852
		建物圧縮積立金	68
		別途積立金	27,700
		繰越利益剰余金	11,083
		<b>自己株式</b>	<b>△2,596</b>
		評価・換算差額等	207
		その他有価証券評価差額金	207
		<b>新株予約権</b>	<b>52</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>61,477</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>164,776</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上		162,408
売上		122,095
営業		40,313
営業		24,459
営業		64,772
営業		60,873
営業		3,899
営業	132	
営業	1,203	
営業	341	
営業	683	
営業	639	3,000
営業	462	
営業	208	
営業	526	
営業	34	
営業	157	1,389
営業		5,510
営業	0	
営業	211	
営業	94	
営業	17	324
営業	4	
営業	150	
営業	318	
営業	98	
営業	219	790
営業		5,044
営業	389	
営業	1,022	1,411
営業		3,633



独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社 バローホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 眞吾 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社 バローホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡辺 眞吾 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役の全員一致した意見として、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

株式会社パローホールディングス監査役会

常 勤 監 査 役	久 保 香 一 郎	㊟
常 勤 監 査 役	佐 々 木 公	㊟
社 外 監 査 役	市 川 康 夫	㊟
社 外 監 査 役	豊 田 滋	㊟
社 外 監 査 役	廣 田 輝 夫	㊟

以 上



現行定款	変更案
<p>第19条（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. （条文省略） 3. （条文省略）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条（条文省略）</p>	<p>第19条（取締役の選任方法） 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</u> 2. （現行どおり） 3. （現行どおり）</p> <p>第20条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員を除く</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条（<u>補欠の監査等委員の選任決議の有効期間</u>） <u>補欠の監査等委員の選任決議の有効期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員を除く）の中から代表取締役を選定する。</u> 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員を除く）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第23条（取締役会の招集通知）  <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条～第25条（条文省略）  （新 設）</p> <p>第26条（報酬等）  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第27条（条文省略）  第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条（監査役の員数）  <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p> <p>第29条（監査役の選任方法）  <u>監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第24条（取締役会の招集通知）  取締役会の招集通知は、各取締役に對して会日の3日前に發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条（現行どおり）</p> <p>第27条（取締役への委任）  <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によつて重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条（報酬等）  取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条（現行どおり）  （削 除）  （削 除）  （削 除）  （削 除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第30条（監査役の任期）</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第31条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第32条（監査役会の招集通知）</u>  <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第33条（監査役会規程）</u>  <u>当会社の監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第34条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第35条（社外監査役の責任免除）</u>  <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>第30条 (監査等委員会の設置)</u> <u>当社は、すべての監査等委員で組織する監査等委員会を置く。</u>
(新 設)	<u>第31条 (常勤監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第32条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新 設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>第33条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第36条～第39条 (条文省略)	第34条～第37条 (現行どおり)



**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（17名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況 並びに取締役候補者の選任理由	所有する 当社の 株式の数 株
1	<p style="text-align: center;">たしる まさみ 田代正美 (昭和22年6月9日生)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 昭和54年11月 当社取締役 昭和59年11月 当社常務取締役 平成2年10月 当社専務取締役 平成6年6月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役会長兼社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社バロー代表取締役社長 中部薬品株式会社取締役会長 株式会社食鮮館タイヨー代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者の選任理由) 田代正美氏は、平成6年以来当社の代表取締役社長を務めるとともに、当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、経営者としての豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	1,570,246

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況 並びに取締役候補者の選任理由	所有する 当社の 株式の数
2	<p style="text-align: center;">なかむら じゅんじ 中村 純二 (昭和27年7月11日生)</p>	<p>昭和51年7月 当社入社 平成13年6月 当社取締役SM営業部長 平成18年6月 当社常務取締役SM事業統括本部長 平成22年3月 当社専務取締役（現任） 平成27年4月 当社開発統括本部長 平成27年10月 当社開発・資産管理部長（現任）</p> <p>（取締役候補者の選任理由） 中村純二氏は、平成13年より当社の取締役として、スーパーマーケット部門や出店・資産管理部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	<p style="text-align: right;">株 29,240</p>
3	<p style="text-align: center;">しのはな あきら 篠花 明 (昭和47年9月25日生)</p>	<p>平成18年5月 当社入社 平成23年2月 当社SM営業部長 平成26年6月 当社取締役 平成27年4月 当社常務取締役（現任） 当社管理本部長兼総務部長 平成27年10月 当社総務人事部長兼リスクマネジメント部長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社バローファーム海津代表取締役社長 株式会社V F l o w e r 代表取締役社長 株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長</p> <p>（取締役候補者の選任理由） 篠花明氏は、当社の営業部門の責任者の経験とともに管理部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	<p style="text-align: right;">8,400</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況 並びに取締役候補者の選任理由	所有する 当社の 株式の数
4	しづゆきひこ 志津 幸彦 (昭和30年12月15日生)	平成元年6月 当社入社 平成17年1月 当社財務部長 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成26年4月 当社財務本部長 平成27年4月 当社財務経理部長兼情報システム部長(現任)  (取締役候補者の選任理由) 志津幸彦氏は、当社の経理財務部門及び情報システム部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。	株  12,600
5	やすはらちかよ 安原 千佳世 (昭和28年3月2日生)	昭和51年4月 農林中央金庫入庫 平成15年9月 同庫審査第一部長 平成17年2月 同庫事業再生部長 平成18年6月 協同乳業株式会社常務取締役 平成24年6月 当社取締役(現任) 当社経理部長 平成26年6月 当社開発統括本部長 平成27年4月 当社企画部長兼社長室長(現任)  (重要な兼職の状況) 株式会社北信州きのこファーム代表取締役社長 株式会社牧歌コーポレーション代表取締役社長  (取締役候補者の選任理由) 安原千佳世氏は、金融機関や他の事業会社での経験とともに、当社の経理財務部門や出店・資産管理部門、組織改革、M&A部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況 並びに取締役候補者の選任理由	所有する 当社の 株式の数
6	よねやま 米 山 智 (昭和47年8月13日生)	<p>平成8年4月 アクセンチュア株式会社入社 平成18年9月 カート・サーモン・アソシエイツ入社 平成21年1月 ワタミフードサービス株式会社 入社 経営企画部長 平成23年4月 ワタミ株式会社 執行役員総合企 画室長 平成25年1月 フロンティア・ターンアラウンド 株式会社入社 マネージング・デ ィレクター 平成26年1月 当社入社 平成26年8月 当社SM商品部 部長代理 平成27年4月 当社SM事業統括本部長 平成27年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社バロー取締役事業統括本部長 株式会社主婦の店商事中部本社代表取締役社長 株式会社福井中央漬物代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者の選任理由) 米山智氏は、経営コンサルタントや他の事業会 社での経験とともに、当社のスーパーマーケッ ト部門の責任者を務めるなど、当社グループの 経営に対する経験・実績・見識を有しておりま す。当社のグループ経営の推進とコーポレート ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締 役候補者としております。</p>	株
7	しだら まさみ 設 楽 雅 美 (昭和33年1月30日生)	<p>昭和56年4月 当社入社 平成22年3月 当社広域流通部長 平成26年7月 当社SM商品部長 平成27年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社バロー取締役商品部長 株式会社Vソリューション代表取締役社長</p> <p>(取締役候補者の選任理由) 設楽雅美氏は、当社のスーパーマーケット部門 における商品調達・商品開発の責任者を務める など当社グループの経営に対する経験・実績・ 見識を有しております。当社のグループ経営の 推進とコーポレートガバナンスの強化に適任で あると判断し、取締役候補者としております。</p>	16,600

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況 並びに取締役候補者の選任理由	所有する 当社の 株式の数
8	わがと もりさく 和賀登盛作 (昭和34年5月4日生)	昭和58年12月 株式会社富士屋入社 平成12年1月 当社HC商品部 部長 平成16年7月 当社HC営業部 部長 平成23年6月 当社取締役 (現任) 平成26年1月 当社HC営業部長 平成27年10月 株式会社ホームセンターバロー 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長 (取締役候補者の選任理由) 和賀登盛作氏は、当社のホームセンター部門の 責任者を務めるなど、当社グループの経営に対 する経験・実績・見識を有しております。当社 のグループ経営の推進とコーポレートガバナンス の強化に適任であると判断し、取締役候補者 としております。	株 11,400
9	よこやま さとる 横山 悟 (昭和31年2月21日生)	平成6年4月 当社入社 平成10年1月 株式会社アクトス代表取締役社 長 (現任) 平成18年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アクトス代表取締役社長 (取締役候補者の選任理由) 横山悟氏は、平成10年より当社子会社のスポー ツクラブ事業の代表取締役を務め、また平成18 年より当社取締役を務めるなど、当社グループ の経営に対する経験・実績・見識を有しており ます。当社のグループ経営の推進とコーポレー トガバナンスの強化に適任であると判断し、取 締役候補者としております。	4,740

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 及び重要な兼職の状況 並びに取締役候補者の選任理由	所有する 当社の 株式の数
10	<p style="text-align: center;">もり      かつゆき 森      克 幸 (昭和36年6月22日生)</p>	<p>平成4年5月 マルダイタチヤ株式会社（現株式会社タチヤ）入社 平成18年1月 同社代表取締役社長（現任） 平成19年1月 株式会社サンフレンド（現株式会社食鮮館タイヨー）代表取締役社長 平成27年6月 当社取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 株式会社タチヤ代表取締役社長</p> <p>（取締役候補者の選任理由） 森克幸氏は、平成18年より当社子会社のスーパーマーケット事業の代表取締役を務め、また平成27年より当社取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	<p style="text-align: right;">株 7,000</p>

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

**第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況並びに監査等委員である取締役候補者の選任理由	所有する当社の株式の数
1	<p>くぼ こういちろう 久保 香一郎 (昭和31年4月19日生)</p>	<p>昭和55年4月 農林中央金庫入庫 平成16年7月 同庫福島支店長 平成20年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常勤監査役（現任）</p> <p>(監査等委員である取締役候補者の選任理由) 久保香一郎氏は、金融機関における経験とともに平成20年より当社取締役、平成21年より当社監査役を務めるなど、財務及び会計に関する高い見識とともに、当社グループの事業内容に対する知見を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	株 —
2	<p>ますだ むつお 増田 陸奥夫 (昭和19年8月7日生)</p>	<p>昭和44年4月 農林中央金庫入庫 平成16年6月 同庫代表理事副理事長 平成17年6月 同庫退任 平成19年9月 農業経営サポート研究会会長 平成20年9月 株式会社えいらく 会長 平成21年9月 一般社団法人日本食農連携機構理事長（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般社団法人日本食農連携機構理事長</p> <p>(監査等委員である取締役候補者の選任理由) 増田陸奥夫氏は、金融機関に勤務された経験やその後も幅広い活動による経験や知見、また財務及び会計に関する高い見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	株 —

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況並びに監査等委員である取締役候補者の選任理由	所有する当社の株式の数
3	はた ひろふみ 秦 博文 (昭和26年12月16日生)	昭和54年10月 監査法人八木・浅野事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 平成11年5月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員 平成19年7月 日本公認会計士協会 理事 平成26年7月 公認会計士秦博文事務所所長（現任） 平成27年6月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士秦博文事務所所長 佐藤食品工業株式会社社外監査役 （監査等委員である取締役候補者の選任理由） 秦博文氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として企業の会計監査等を務められた経験から財務及び会計に関する高い見識と企業活動に関する知見を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。	株 —
4	いとう ときみつ 伊藤時光 (昭和29年9月6日生)	平成18年7月 名古屋国税局総務部国税広報聴室長 平成24年7月 名古屋国税局総務部総務課長 平成26年7月 名古屋中税務署長 平成27年8月 伊藤時光税理士事務所開設、所長（現任） （重要な兼職の状況） 伊藤時光税理士事務所所長 （監査等委員である取締役候補者の選任理由） 伊藤時光氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格とともに長年税務に携わられた経験から財務及び会計に関する高い見識と企業活動に関する知見を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。	—

- (注) 1. 伊藤時光氏は、新任の取締役候補者です。  
 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



3. 増田陸奥夫氏及び秦博文氏並びに伊藤時光氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は社外取締役候補者3名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 増田陸奥夫氏及び秦博文氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、1年となります。
5. 当社は、社外取締役である増田陸奥夫氏及び秦博文氏と責任限定契約を締結しております。当社は両氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また当社は、社外取締役候補者である伊藤時光氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
なお、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
  - ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### **第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年6月25日開催の第58期定時株主総会において年額4億円以内（うち社外取締役の報酬額は3千万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、年額4億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は17名（うち社外取締役は2名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

#### **第5号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額5千万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

**第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件**

取締役鈴木一宏氏、今井俊幸氏、伊藤正彦氏、三宅泰徳氏は、本総会終結の時をもって退任されます。また、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと監査役久保香一郎氏、佐々木公氏、市川康夫氏、豊田滋氏、廣田輝夫氏は、退任となります。

つきましては、各氏の在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役4名については取締役会に、退任監査役5名（うち社外監査役3名）については、第2号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件に監査等委員会である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木一宏	平成14年6月 当社取締役 平成22年3月 当社常務取締役、現在に至る
今井俊幸	平成15年6月 当社取締役、現在に至る
伊藤正彦	平成23年6月 当社取締役、現在に至る
三宅泰徳	平成24年6月 当社取締役、現在に至る
久保香一郎	平成21年6月 当社監査役、現在に至る
佐々木公	平成15年6月 当社監査役、現在に至る
市川康夫	平成3年6月 当社社外監査役、現在に至る
豊田滋	平成20年6月 当社社外監査役、現在に至る
廣田輝夫	平成21年6月 当社社外監査役、現在に至る

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <http://www.web54.net>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の平成28年6月29日（水曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に一番後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- (1) パーソナルコンピュータ用サイトによる場合
  - ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
  - イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver. 6.0 以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorer は 米 国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及び Adobe® Reader® は 米 国 Adobe Systems Incorporated の、米 国 及び 各 国 での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

## (2) 携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL(Secure Socket Layer)暗号化通信が可能である機種であること。

① i モード

② EZweb

③ Yahoo!ケータイ

※ i モードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパーソナルコンピュータによりアクセスされた場合、または、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パーソナルコンピュータ用サイトでのご投票としてお取扱いいたします。

## 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)



## 株主総会会場のご案内

開催場所が前年と異なっております。お間違えのないようお願い申し上げます。

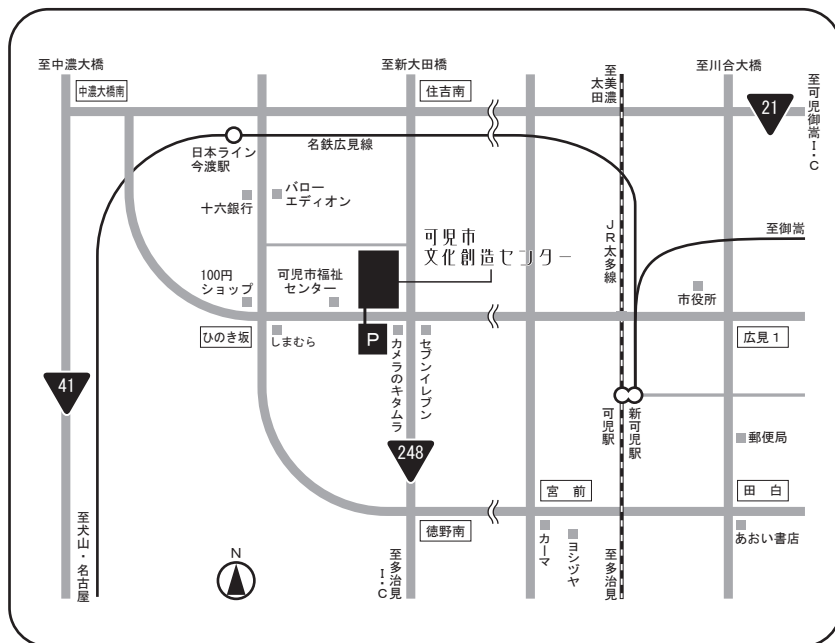
### 可児市文化創造センター

所在地：岐阜県可児市下恵土3433-139

日時：平成28年6月30日 午前10時30分

受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。

### <ご案内図>



### <交通のご案内>

1. JR太多線「可児駅」、名鉄広見線「新可児駅」の駅前広場より、送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。送迎バスの詳細につきましては、同封の別紙をご参照ください。
2. 名鉄広見線「日本ライン今渡駅」より徒歩約10分。
3. 会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承願います。また、会場近隣の店舗等への無断駐車は、ご遠慮頂きますようお願い申し上げます。